

国指定中海鳥獣保護区  
中海特別保護地区  
指定計画書(案)

平成16年9月29日

環境省

## 1 保護に関する指針等

### (1) 特別保護地区の名称

中海特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

鳥取県米子市彦名町と同市安倍と島根県安来市の境界の交点を起点とし、同所から海岸線上の点(北緯 35 度 25 分 46 秒、東経 133 度 17 分 46.6 秒)を結んだ直線を南西に進み、海岸線上の点(北緯 35 度 25 分 46 秒、東経 133 度 17 分 46.6 秒)から沖合 50 メートルの点に至り、同所から、海岸線から沖合 50 メートルの距離を置いて引いた線を西に進み、十神山の北西端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から同所と亀島埋立地北東端を結んだ直線を北西に進み、亀島埋立地北東端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から、海岸線から沖合 50 メートルの距離を置いて引いた線を西に進み、吉田川河口右岸北端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から西に進み、吉田川河口左岸北端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から、海岸線から沖合 50 メートルの距離を置いて引いた線を北西に進み、安来市宮須沖合 50 メートルの点(北緯 35 度 27 分 17.2 秒、東経 133 度 13 分 23.8 秒)に至り、同所から南西に進み、飯梨川河口右岸に至り、同所から同川右岸の堤防法線を南に進み、東赤江大橋に至り、同所から同橋を経て同川左岸の堤防法線を北に進み、同川河口左岸に至り、同所から西に進み、安来市赤江町沖合 50 メートルの点(北緯 35 度 27 分 14.6 秒、東経 133 度 13 分 4.5 秒)に至り、同所から、海岸線から沖合 50 メートルの距離を置いて引いた線を南西に進み、田頼川河口右岸から沖合 50 メートルの点に至り、同所から西に進み、田頼川河口左岸から沖合 50 メートルの点に至り、同所から、海岸線から沖合 50 メートルの距離を置いて引いた線を西に進み、崎田鼻から沖合 50 メートルの点に至り、同所から、海岸線を沖合 50 メートルの距離を置いて引いた線を南西に進み、東出雲町揖屋町沖合 50 メートルの点(北緯 35 度 26 分 47.1 秒、東経 133 度 9 分 32.3 秒)に至り、同所から真西に進み、揖屋干拓地の海岸線との交点に至り、同所から海岸線を西に進み、意宇川河口右岸に至り、同所から南西に進み、同川右岸と同川右岸の水路との交点に至り、同所から同川左岸から沖合 50 メートルの点に至り、同所から、同川左岸から沖合 50 メートルの距離を置いて引いた線を北東に進み、大橋川河口右岸から沖合 50 メートルの点に至り、同所から真北に進み、大橋川河口右岸から沖合 100 メートルの点(北緯 35 度 27 分 14.1 秒、東経 133 度 8 分 17.2 秒)に至り、同所から同所と中海大橋南端から 100 メートル北側の点を結んだ直線を西に進み、同橋南端から 100 メートル北側の点から沖合 50 メートルの点に至り、同所から、海岸線から沖合 50 メートルの距離を置いて引いた線を北に進み、同橋北端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から北に進み、大井地区南東端の海岸線との交点に至り、同所から海岸線を北に進み、大井地区の水路との交点に至り、同所から東に進み、水路との交点の沖合 50 メートルの点(北緯 35 度 27 分 39.3 秒、東経 133 度 7 分 30 秒)に至り、同所から、海岸線から沖合 50 メートルの距離を置いて引いた線を北東に進み、つるべ湾西突端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から同湾東突端から沖合 50 メートルの点を結んだ直線を東に進み、つるべ湾東突端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から、海岸線から沖合 50 メートルの距離を置いて引いた線を南東に進み、係留施設の北端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から和名鼻突堤南端を結んだ直線を西に進み、和名鼻突堤南端に至り、同所から江島の北西端を結んだ直線を南東に進み、江島の北西端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から、海岸線から沖合 50 メートルの距離を置いて引いた線を南に進み、馬渡堤北端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から南東に進み、馬渡堤北端から 50 メートル大根島側に向かった点に至り、同所から海岸線を南西に進み、県道八束松江線道路改良計画地

との交点から沖合50メートルの点に至り、同所から、同道路改良計画地海岸線から沖合50メートルの距離を置いて引いた線を西及び南に進み、大海崎堤北東端から沖合50メートルの点に至り、同所から大海崎堤を南東に横断し、海岸線から沖合50メートルの交点に至り、同所から、海岸線から沖合50メートルの距離を置いて引いた線を東に進み、馬渡堤南端から沖合50メートルの点に至り、同所から北西に進み、馬渡堤南端から50メートル江島側に向かった点に至り、同所から海岸線を北東に進み、馬渡堤北端から沖合50メートルの点に至り、同所から、海岸線から沖合50メートルの距離を置いて引いた線を東及び北東に進み、江島大橋南端から沖合50メートルの交点に至り、同所から同橋沖合50メートルを北東に進み、同橋東端から沖合50メートルの交点に至り、同所から、海岸線から沖合50メートルの距離を置いて引いた線を南東に進み、中海干拓地北端から南西15メートルの海岸線上の点に至り、同所から同干拓地の西側海岸線を南及び東に進み、境港市小篠津町から沖合50メートルの点(北緯35度29分49.1秒、東経133度13分36.1秒)に至り、同所から、海岸線から沖合50メートルの距離を置いて引いた線を南東に進み、米子市の崎津住宅団地南端から沖合50メートルの点に至り、同所から南西に進み、彦名干拓地北端に至り、同所から同干拓地の西側海岸線を南東に進み、同干拓地と水鳥公園との境界に至り、同所から北東に進み、海岸線上の点(北緯35度26分45.2秒、東経133度17分5.9秒)に至り、同所から海岸線を南東に進み、同海岸線上の点(北緯35度26分37.7秒、東経133度17分24.4秒)に至り、同所から海岸線を南東に進み、同海岸線上の点(北緯35度26分35.1秒、東経133度17分30秒)に至り、同所から海岸線を東に進み、米子市彦名町の海岸線上の点(北緯35度26分27.4秒、東経133度17分42.5秒)に至り、同所から海岸線を南に進み、彦名町埋立地西端(北緯35度26分19.8秒、東経133度17分37.7秒)に至り、同所から海岸線を南東に進み、鳥取県米子市彦名町と同市安倍との境界と海岸線との交点に至り、同所から同境界線上を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域の大海崎橋及び大海崎堤並びに手角ふるさと農道及び森山堤を除く区域、及び、鳥取県米子市と島根県安来市との境界線と海岸線との交点から沖合50メートルの同境界上の点を起点とし、同所から同境界線上を北西に進み、同境界線上の点(北緯35度25分58秒、東経133度18分22.4秒)に至り、同所から同境界線上を北西に進み、同境界線上の鳥取県米子市安倍から沖合50メートルの点(北緯35度26分10.7秒、東経133度18分2.7秒)に至り、同所から海岸線を沖合50メートルの距離を置いて引いた線を南東に進み、米子市旗ヶ崎2200の3番地と海岸線との交点から沖合50メートルの点に至り、同所から鳥取県米子市と島根県安来市との境界線上の点(北緯35度25分58秒、東経133度18分22.4秒)を結んだ直線を南に進み、同境界線上の点(北緯35度25分58秒、東経133度18分22.4秒)に至り、同所から海上の点(北緯35度25分45.3秒、東経133度19分2.7秒)を結んだ直線を南東に進み、海上の点(北緯35度25分45.3秒、東経133度19分2.7秒)に至り、同所から湊山公園区域北西端を結んだ直線を東に進み、湊山公園区域北西端に至り、同所から海岸線を南西に進み、湊山公園区域南西端に至り、同所から南西に進み、沖合50メートルの点に至り、同所から、海岸線から沖合50メートルの距離を置いて引いた線を南東に進み、深浦橋沖合50メートルの点に至り、同所から、海岸線から沖合50メートルの距離を置いて引いた線を西に進み、錦海公園区域北端に至り、同所から海岸線を南西及び南東に進み、国道9号線との交点から沖合50メートルの点に至り、同所から、海岸線から沖合50メートルの距離を置いて引いた線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで(10年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

特別保護地区の指定目的

中海鳥獣保護区は、鳥取県西部と島根県東部にまたがり、斐伊川水系の宍道湖の下流に位置し、境水道を通じて日本海につながる汽水湖である。日本海から流入する海水の影響で、塩分濃度が海水の約半分と高いため、淡水性及び海水性の両方の動植物が生息する多様な自然環境を有する。

このような自然環境を反映して、ガンカモ類をはじめ、200種以上の鳥類が生息し、特に、ガンカモ類は毎年75,000羽以上が渡来する国内最大級の渡来地であり、また、コハクチョウは毎年1,000羽以上が渡来し、日本の集団渡来地の南限でもある。さらに、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 鳥類」(環境省編)に記載された絶滅危惧 B類のオジロワシ、ツクシガモ、ヘラシギ等の希少な鳥類の渡来も確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、水域は、ガンカモ類の採餌の場、休息の場等に利用されていることから、特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する渡り鳥の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥類のモニタリング調査等を通じて区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- ・鳥類を驚かすような人の不用意な行動等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場巡視並びに関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 8,043 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	—	ha
農耕地	—	ha
水面	6,201	ha
その他	1,842	ha

イ 所有者別内訳

国有地 1,812 ha

林野庁所管	— ha	制限林	— ha	保安林	— ha
				砂防指定地	— ha

}	国有林	}	文部科学省所管	—	h a	}	普通林	—	h a	}	その他	—	h a
	国有林以外の国有地（所管別に記載）		農林水産省所管	1,812	h a								

}	地方公共団体有地	—	h a	}	都道府県有地	—	h a
					市町村有地等	—	h a

私有地等 31 h a

公有水面 6,200 h a

#### ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	—	h a	自然環境保全地域特別地区	—	h a
			自然環境保全地域普通地区	—	h a
自然公園法による地域	—	h a	特別保護地区	—	h a
			特別地域	—	h a
			普通地域	—	h a
文化財保護法による地域	—	h a			

### 3 指定区域における鳥獣の生息状況

#### (1) 当該地域の概要

##### ア 特別保護地区の位置

当該区域は、鳥取県西部と島根県東部にまたがり、斐伊川水系の宍道湖の下流に位置し、境水道を通じて日本海とつながる汽水湖である。

##### イ 地形、地質等

当該区域は、水域面積が約92平方キロメートルで、日本で5番目に面積の大きい湖である。元は海であった場所であり、弓ヶ浜砂州の発達等により閉鎖的な水域となった海跡湖である。水深は、最深部で6から7m内外で大部分は3から4mと浅い。

##### ウ 植物相の概要

当該区域は、塩分濃度が海水の約半分と高いことから、アオサ、アオノリ、ウミトラノオ、オゴノリ、ムカデノリ、カタノリ等の多種の海藻類が生育している。

##### エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類では、コハクチョウのほか、マガン、キンクロハジロ、ホシハジロ等のガンカモ類、ハマシギ、コチドリ等のシギ・チドリ類、オジロワシ等の猛禽類等が確認されている。また、魚類では、スズキ、ボラ、コノシロ等の生息が確認され、貝類では、ホトト

ギスガイ、ムラサキイガイ、マガキ等の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該保護区内においては、農林水産物への被害は発生していないが、周辺農地においては、ヌートリア、カラス等による農作物への被害が報告されている。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規程による補償に関する事項

当該保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札	20本(予定)
案内板	1基(予定)